買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を近畿農政局長に提出されたい。

平成30年５月23日

農林水産大臣　齋藤　　健

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
滋賀県草津市笠山二丁目字笠山1627番51 雑種地　0.86㎡ 滋賀県草津市笠山二丁目字笠山1627番52 公衆用道路 3.60㎡ （買収時：滋賀県栗太郡老上村大字南笠字笠山241番 山林　８反23歩）	木村喜平治 滋賀県栗太郡瀬田町大字月輪49番屋敷	
京都府京都市伏見区納所岸ノ下21番4 畑　184㎡	小泉仁右衛門 京都府京都市右京区樫原宇治井西町	京都市区画整理事業区域 現況：雑種地
京都府京都市伏見区納所岸ノ下21番7 畑　81㎡		

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を九州農政局長に提出されたい。

平成30年５月23日

農林水産大臣　齋藤　　健

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
福岡県嘉穂郡桂川町大字土師字皮籠石2865番11 公衆用道路 414㎡	氏名不詳 住所不詳	
福岡県嘉穂郡桂川町大字土居字日ノ隈136番40 畑　111㎡	氏名不詳 住所不詳	
福岡県嘉穂郡桂川町大字土居字日ノ隈136番66 畑　48㎡	氏名不詳 住所不詳	

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第１６３号

神奈川県座間市小松原２丁目６番20号
債務者　大友工業株式会社
代表者代表取締役　加藤　　繁
１　決定年月日時　平成30年５月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安永　佳代
４　破産債権の届出期間　平成30年６月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月31日午後２時

横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第２８１０号

東京都目黒区中央町１丁目３番26―201号
債務者　有限会社フリーメック
代表者代表取締役　常　庄太郎
１　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀口　　真
４　破産債権の届出期間　平成30年６月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月２日午後２時

東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２８３７号

東京都墨田区江東橋４丁目18番１―401号
債務者　株式会社Ｑ．ＮＹ．Ｆ
代表者代表取締役　金　　眞熙
１　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　梅山　隆弘
４　破産債権の届出期間　平成30年６月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月３日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２８７１号

東京都江戸川区平井３丁目10番12号
債務者　株式会社マイベーシック
代表者代表取締役　屋成　　操
１　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　本多　一成
４　破産債権の届出期間　平成30年６月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月24日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２８７９号

東京都板橋区成増４丁目27番26号
債務者　有限会社矢車運送
代表者代表取締役　川村　康之
１　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山澤　梨沙
４　破産債権の届出期間　平成30年６月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月２日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２８８８号

東京都港区赤坂７丁目３番37号　プラース・カナダ１階
債務者　株式会社ジェネラルパシフィック
代表者代表取締役　幸本　大輔
１　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　古川　和典
４　破産債権の届出期間　平成30年６月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月２日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部